平成２７年（フ）第１０８０１号
東京都練馬区東大泉２丁目33－６
債務者　田中　敏勝
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８０２号
東京都練馬区東大泉２丁目33－６
債務者　田中　康子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８０３号
東京都北区西ケ原４丁目52―14―401
債務者　伊藤　佳子（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８０４号
埼玉県さいたま市中央区鈴谷８丁目１－９－301
債務者　椛澤　隼人
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８０５号
東京都練馬区光が丘１丁目３番821
債務者　鳥居　早苗（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８０８号
東京都福生市加美平４丁目１―22―501
債務者　渡瀬　由花（旧姓座間味）
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５号
大分県杵築市大字船部1508番地
債務者　手嶋　健介
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時15分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第１０１５号
東京都町田市大蔵町137番地１東サンキウ201
債務者　松本　千秋
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０７７０号
東京都葛飾区新小岩１丁目17―17
債務者　川野めぐみ
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５８号
静岡県焼津市西小川２丁目４番地の15　プレステージＢ201
債務者　岩下　亜紀
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９４号
静岡県磐田市清庵新田67－２、住民票上の住所静岡県浜松市南区下飯田町58番地
債務者　ダコスタ　エイコこと　ロドリゲス　ダ　コスタ　ダニエラ　エイコ
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５１１号
静岡県浜松市浜北区横須賀610番地の２
債務者　美谷島征吾
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５１２号
静岡県浜松市浜北区横須賀610番地の２
債務者　美谷島晴美
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５１７号
静岡県浜松市中区和合町221番地の６
債務者　及川　　栄
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１８８４号
横浜市鶴見区潮田町１丁目43番地１　クレール鶴見201
債務者　千　　錫虎
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部